

# 小坂町再犯防止推進計画

令和4年3月

小坂町

## 目 次

第1章	計画の基本的事項	1
	1 計画の位置づけ	
	2 計画策定の目的	
	3 計画の期間	
第2章	計画の基本方針	2
	1 基本方針	
	2 重点事項	
第3章	取組事項	3
	1 広報・啓発活動の推進	
	2 就労・住居を確保するための取組の推進	
	3 行政・福祉サービスの確実な提供及び関係団体との連携強化	
資料		5
	・ 犯罪統計データ	
	・ 再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）	
	・ 用語解説	

## 第1章 計画の基本的事項

### 1 計画の位置づけ

本計画は、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号。以下「再犯防止推進法」という。）第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画として策定します。

### 2 計画策定の目的

全国の刑法犯の検挙人数は減少傾向にある中で、刑法犯により検挙された再犯者については、平成18年にピークに達した以降は減少しているものの、再犯者の割合（再犯者率）は、平成18年の38.8%から、令和2年には49.1%と増加傾向にあります。また、鹿角警察署における令和2年の再犯者率は、51.7%となっており、「再犯」を防止することが重要な課題となっています。

平成28年12月に再犯防止推進法が公布、施行され、地方自治体は国との適切な役割分担を踏まえ、地域の状況に応じた再犯防止に関する施策の策定及び実施の責務を負うことや、国の再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定めるよう努めることとされました。

国においては平成29年12月に「再犯防止推進計画」が策定され、秋田県においても令和2年3月に「秋田県再犯防止推進計画」が策定されました。

こうしたことから、本町においても再犯の防止等に関する取組を総合的に進めるため、再犯防止推進計画を策定し、犯罪をした人等が社会で孤立することなく、地域社会の理解と協力を得ながら、円滑に社会復帰できるよう支援することで、町民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心に暮らせる社会の実現を目指します。

### 3 計画の期間

計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とし、社会情勢の変化や国・県の計画の見直し等を踏まえて、必要に応じ見直しを行います。

## 第2章 計画の基本方針

### 1 基本方針

再犯防止推進法第3条の「基本理念」や、国の再犯防止推進計画の「基本方針」及び令和2年3月に策定された「秋田県再犯防止推進計画」を基本とし、本計画が具体的で実効性のあるものとなるよう関係機関などと連携を図りながら取り組みます。

### 2 重点事項

犯罪をした者等の立ち直りを支援し、誰もが安全で安心して暮らすことができる社会の実現に向け、次に掲げる三つの取組を重点的に推進します。

- 1 広報・啓発活動の推進
- 2 就労・住居を確保するための取組の推進
- 3 行政・福祉サービスの確実な提供及び関係団体との連携強化

#### <参考>犯罪をした者等

犯罪をした者等とは、警察で検挙されたあとに、検察庁で起訴猶予処分になった人、裁判所で全部執行猶予や罰金・科料となった人、矯正施設を仮釈放された人や満期釈放となった人、保護観察に付された人を言います。地域社会に戻る人たちの中には、社会復帰に向けて支援を必要とする人がいます。

## 第3章 取組事項

### 1 広報・啓発活動の推進

犯罪をした者等の社会復帰のためには、犯罪をした者等の自らの努力を促すだけでなく、犯罪をした者等が社会において孤立することのないよう、再犯の防止と犯罪をした者等の更生の取組について、町民の理解を深め、協力して犯罪や非行のない明るい地域社会を築いていくため、広報・啓発活動に努めます。

#### (1) 「社会を明るくする運動」強調月間等における啓発活動の推進

犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築こうとする全国的な運動「社会を明るくする運動」を通じて、各関係機関が犯罪や非行の防止と犯罪をした者等の更生について理解を深め、それぞれの立場において活動の推進を図ります。

毎年7月は、「社会を明るくする運動」の強調月間となっており、本町においては、強調月間に合わせて、関係機関、関係団体と連携して「町民のつどい」の開催や、町内小中学校の登校時間に合わせた「あいさつ運動」等の啓発活動を行っています。

今後も、「社会を明るくする運動」について、町民へ広く周知していきます。

#### (2) 更生保護団体への活動支援

町ホームページや広報誌において、保護司、更生保護女性会、BBS会等の更生保護ボランティアや民間ボランティアの活動について周知し、町民の理解を促進します。

また、当該団体が「社会を明るくする運動」等に係る活動において、パンフレットまたは広報発行等、啓発活動に必要と認める支援を行います。

### 2 就労・住居を確保するための取組の推進

刑務所に再び入所した人のうち約7割が、再犯時に無職であった人となっています。また、仕事に就いていない人の再犯率は、仕事に就いている人の再犯率と比べて約3倍と高く、不安定な就労が再犯リスクに結びつきやすいことが明らかになっていることから、関係機関と連携・協力して就労先及び住居の確保のための支援に努めます。

#### (1) 就労の確保等

県、町の福祉的支援事業による支援を通じ、生活の安定を図ります。

また、ハローワーク鹿角、秋田保護観察所及びコレワーク東北と連携し、町内の事業所に対して、協力雇用主制度を周知するよう努めるとともに、就労支援の充実に向けた広報等を行います。

#### (2) 住居の確保等

刑務所満期出所者のうち約5割が適当な帰住先が確保されないまま刑務所を出所しており、これらの人の再犯に至るまでの期間が帰住先の確保されている人と比較して短くなっていることが明らかになっています。帰住先の未確保が再犯リスクとなっていることから、犯罪をした者等の住居を確保するため、町営住宅の募集状況などについて、「広報こさか」や町ホームページなどを活用し、情報提供を行います。

### 3 行政・福祉サービスの確実な提供及び関係団体との連携強化

国の計画では、高齢者が出所後２年以内に刑務所に再入所する割合は、全世代の中で最も高く、また、知的障がいのある受刑者についても、全般的に再犯に至るまでの期間が短く、再犯リスクが高いことが明らかになっています。

犯罪をした者等が再び罪を犯すことなく地域で安定した生活を送るために、行政サービスや福祉サービスを必要としている人に対し、適正、適切なサービスの提供ができるように努めます。

#### (1) 保健医療・福祉サービスの利用支援

福祉、保健、医療などのサービスが、必要な人に対して適切に支援が行われるよう、関係機関と連携して取り組みます。

#### (2) 非行の防止と修学支援

秋田法務少年支援センター等と連携するなどして、小学校・中学校における薬物乱用防止に関する教室を開催し、児童・生徒の薬物乱用の未然防止と若者の健全育成を図ります。

問題行動などを起こした児童・生徒に対しては、スクールカウンセラーと本人や保護者との面談、保護観察所や保護司との連携・情報共有等により、本人の立ち直りを支援します。

資料

全国の刑法犯検挙人員中の再犯者人員・再犯者率の推移

(平成元年～令和2年)

年次	再犯者率			
	検挙人員	初犯者	再犯者	再犯者率
平成元年	312,992	213,140	99,852	31.9
2	293,264	201,112	92,152	31.4
3	296,158	210,149	86,009	29.0
4	284,908	200,757	84,151	29.5
5	297,725	213,109	84,616	28.4
6	307,965	222,041	85,924	27.9
7	293,252	210,564	82,688	28.2
8	295,584	213,808	81,776	27.7
9	313,573	225,998	87,575	27.9
10	324,263	230,235	94,028	29.0
11	315,355	217,399	97,956	31.1
12	309,649	205,645	104,004	33.6
13	325,292	215,314	109,978	33.8
14	347,558	226,217	121,341	34.9
15	379,602	244,307	135,295	35.6
16	389,027	250,030	138,997	35.7
17	386,955	243,410	143,545	37.1
18	384,250	235,086	149,164	38.8
19	365,577	220,525	145,052	39.7
20	339,752	198,813	140,939	41.5
21	332,888	192,457	140,431	42.2
22	322,620	185,006	137,614	42.7
23	305,631	171,907	133,724	43.8
24	287,021	156,944	130,077	45.3
25	262,486	139,848	122,638	46.7
26	251,115	132,734	118,381	47.1
27	239,355	124,411	114,944	48.0
28	226,376	116,070	110,306	48.7
29	215,003	110,229	104,774	48.7
30	206,094	105,493	100,601	48.8
令和元	192,607	98,640	93,967	48.8
2	182,582	92,915	89,667	49.1

令和3年版犯罪白書より

注1 警察庁の統計による。

2 「再犯者」は、刑法犯により検挙された人のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された人をいう。

3 「再犯者率」は、刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員の比率をいう。

○秋田県内の刑法犯の検挙者数の推移

※下表における「再犯者」とは、刑法犯により検挙された人のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された人をいう。

秋田県警察

単位（人・％）

	H28	H29	H30	R1	R2
検挙者数	1,364	1,267	1,186	984	1,007
うち) 再犯者数	683	621	574	493	487
検挙者数に占める再犯者率	50.07	49.01	48.40	50.10	48.36

うち、鹿角警察署

単位（人・％）

	H28	H29	H30	R1	R2
検挙者数	29	28	37	26	29
うち) 再犯者数	13	18	17	13	15
検挙者数に占める再犯者率	44.83	64.29	45.95	50.00	51.72

秋田県警察本部刑事企画課提供データを基に小坂町作成



○令和2年 鹿角警察署の犯罪統計データ

① 罪種別 初犯者・再犯者別 性別 検挙人数（少年を除く） 単位（人）

区 分	総数	性別		初犯者			再犯者		
		男性	女性		男性	女性		男性	女性
刑法犯総数	29	20	9	14	8	6	15	12	3
凶悪犯	0	0	0	0	0	0	0	0	0
粗暴犯	7	6	1	5	4	1	2	2	0
窃盗犯	16	10	6	5	2	3	11	8	3
知能犯	2	0	2	2	0	2	0	0	0
風俗犯	1	1	0	1	1	0	0	0	0
その他	3	3	0	1	1	0	2	2	0

② 罪種別 犯行時の年齢別 検挙人数（少年を除く） 単位（人）

区 分	総数	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上
刑法犯総数	29	4	2	7	5	2	9
凶悪犯	0	0	0	0	0	0	0
粗暴犯	7	1	1	1	2	0	2
窃盗犯	16	2	1	4	2	2	5
知能犯	2	0	0	1	0	0	1
風俗犯	1	1	0	0	0	0	0
その他	3	0	0	1	1	0	1

③ 罪種別 犯行時の職業別 検挙人数（少年を除く） 単位（人）

区 分	総数	有職者	無職	
			学生・生徒等	無職者
刑法犯総数	29	16	0	13
凶悪犯	0	0	0	0
粗暴犯	7	5	0	2
窃盗犯	16	8	0	8
知能犯	2	1	0	1
風俗犯	1	1	0	0
その他	3	1	0	2

法務省矯正局提供データを基に小坂町作成

○受刑者に対する認知症スクリーニング検査の実施結果

※原則として、新たに刑務所に入所した受刑者かつ入所時の年齢が60歳以上の人に実施したもの。

※下表は、あくまでも検査試行施設の実施結果であり、全刑事施設における認知症高齢者受刑者の状況等を表すものではない。

① 令和元年 10 刑務所（札幌、宮城、栃木、府中、名古屋、大阪、和歌山、広島、高松、福岡）  
単位（人・％）

検査実施者		認知症傾向ありの人 （※1）		認知症の診断ありの人 （※2）		認知症と診断された人の割合	
908		126		50		5.51	
男	女	男	女	男	女	男	女（※3）
871	37	120	6	50	0	5.74	—

② 令和2年 10 刑務所（札幌、宮城、栃木、府中、名古屋、大阪、和歌山、広島、高松、福岡）  
単位（人・％）

検査実施者		認知症傾向ありの人 （※1）		認知症の診断ありの人 （※2）		認知症と診断された人の割合	
930		195		54		5.81	
男	女	男	女	男	女	男	女（※3）
803	127	188	7	54	0	6.72	—

※1 「認知症傾向ありの人」については、長谷川式認知症スケールによる認知症スクリーニング検査を実施し、検査の得点が基準点以下であった人を指す。

※2 「認知症の診断ありの人」については、検査を実施した人のうち、医師の診察において認知症の確定診断を受けた人を指す。

※3 令和元年及び令和2年の検査実施結果において、女子受刑者について、医師の診察において認知症の確定診断を受けた人はいなかった。

※4 女子受刑者については、令和元年8月から認知症スクリーニング検査を実施している。

法務省矯正局提供データを基に小坂町作成

## 再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

#### （定義）

第二条 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年(非行のある少年をいう。以下同じ。)若しくは非行少年であった者をいう。

2 この法律において「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと(非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。)をいう。

#### （基本理念）

第三条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。

2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設(刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。)に收容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な收容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。

3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。

4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

#### （国等の責務）

第四条 国は、前条の基本理念(次項において「基本理念」という。)にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### （連携、情報の提供等）

第五条 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

2 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。

- 3 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者に対して必要な情報を適切に提供するものとする。
- 4 再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者は、前項の規定により提供を受けた犯罪をした者等の個人情報その他の犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(再犯防止啓発月間)

第六条 国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間を設ける。

- 2 再犯防止啓発月間は、七月とする。
- 3 国及び地方公共団体は、再犯防止啓発月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めなければならない。

(再犯防止推進計画)

第七条 政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(以下「再犯防止推進計画」という。)を定めなければならない。

- 2 再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
  - 二 再犯の防止等に向けた教育及び職業訓練の充実に関する事項
  - 三 犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
  - 四 矯正施設における収容及び処遇並びに保護観察に関する体制その他の関係機関における体制の整備に関する事項
  - 五 その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。
- 5 法務大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、再犯防止推進計画を公表しなければならない。
- 6 政府は、少なくとも五年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
- 7 第三項から第五項までの規定は、再犯防止推進計画の変更について準用する。

(地方再犯防止推進計画)

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(次項において「地方再犯防止推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

- 2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた再犯の防止等に関する施策についての報告を提出しなければならない。

## 第二章 基本的施策

### 第一節 国の施策

(特性に応じた指導及び支援等)

第十一条 国は、犯罪をした者等に対する指導及び支援については、矯正施設内及び社会内を通じ、指導及び支援の内容に応じ、犯罪をした者等の犯罪又は非行の内容、犯罪及び非行の経歴その他の経歴、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況その他の特性を踏まえて行うものとする。

2 国は、犯罪をした者等に対する指導については、犯罪の責任等の自覚及び被害者等の心情の理解を促すとともに、円滑な社会復帰に資するものとなるように留意しなければならない。

(就労の支援)

第十二条 国は、犯罪をした者等が自立した生活を営むことができるよう、その就労を支援するため、犯罪をした者等に対し、その勤労意欲を高め、これに職業上有用な知識及び技能を習得させる作業の矯正施設における実施、矯正施設内及び社会内を通じた職業に関する免許又は資格の取得を目的とする訓練その他の効果的な職業訓練等の実施、就職のあっせん並びに就労及びその継続に関する相談及び助言等必要な施策を講ずるものとする。

(非行少年等に対する支援)

第十三条 国は、少年が可塑性に富む等の特性を有することに鑑み、非行少年及び非行少年であった者が、早期に立ち直り、善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるため、少年院、少年鑑別所、保護観察所等の関係機関と学校、家庭、地域社会及び民間の団体等が連携した指導及び支援、それらの者の能力に応じた教育を受けられるようにするための教育上必要な支援等必要な施策を講ずるものとする。

(就業の機会の確保等)

第十四条 国は、国を当事者の一方とする契約で国以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物品の納入に対し国が対価の支払をすべきものを締結するに当たって予算の適正な使用に留意しつつ協力雇用主(犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。第二十三条において同じ。)の受注の機会の増大を図るよう配慮すること、犯罪をした者等の国による雇用の推進その他犯罪をした者等の就業の機会の確保及び就業の継続を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(住居の確保等)

第十五条 国は、犯罪をした者等のうち適切な住居、食事その他の健全な社会生活を営むために必要な手段を確保することができないことによりその改善更生が妨げられるおそれのある者の自立を支援するため、その自助の責任を踏まえつつ、宿泊場所の供与、食事の提供等必要な施策を講ずるとともに、犯罪をした者等が地域において生活を営むための住居を確保することを支援するため、公営住宅(公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)第二条第二号に規定する公営住宅をいう。)への入居における犯罪をした者等への特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(更生保護施設に対する援助)

第十六条 国は、犯罪をした者等の宿泊場所の確保及びその改善更生に資するよう、更生保護施設の整備及び運営に関し、財政上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第十七条 国は、犯罪をした者等のうち高齢者、障害者等であって自立した生活を営む上での困難を有するもの及び薬物等に対する依存がある者等について、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう、医療、保健、福祉等に関する業務を行う関係機関における体制の整備及び充実を図るために必要な施策を講ずるとともに、当該関係機関と矯正施設、保護観察所及び民間の団体との連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

(関係機関における体制の整備等)

第十八条 国は、犯罪をした者等に対し充実した指導及び支援を行うため、関係機関における体制を整備するとともに、再犯の防止等に係る人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(再犯防止関係施設の整備)

第十九条 国は、再犯防止関係施設(矯正施設その他再犯の防止等に関する施策を実施する施設をいう。以下この条において同じ。)が再犯の防止等に関する施策の推進のための重要な基盤であることに鑑み、再犯防止関係施設の整備を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(情報の共有、検証、調査研究の推進等)

第二十条 国は、再犯の防止等に関する施策の効果的な実施に資するよう、関係機関が保有する再犯の防止等に資する情報を共有し、再犯の防止等に関する施策の実施状況及びその効果を検証し、並びに犯罪をした者等の再犯の防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査及び研究を推進するとともに、それらの結果等を踏まえて再犯の防止等に関する施策の在り方について検討する等必要な施策を講ずるものとする。

(社会内における適切な指導及び支援)

第二十一条 国は、犯罪をした者等のうち社会内において適切な指導及び支援を受けることが再犯の防止等に有効であると認められる者について、矯正施設における処遇を経ないで、又は一定期間の矯正施設における処遇に引き続き、社会内において指導及び支援を早期かつ効果的に受けることができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進及び表彰)

第二十二条 国は、再犯の防止等に関する施策の重要性について、国民の理解を深め、その協力を得られるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、再犯の防止等の推進に寄与した民間の団体及び個人の表彰に努めるものとする。

(民間の団体等に対する援助)

第二十三条 国は、保護司会及び協力雇用主その他民間の団体又は個人の再犯の防止等に関する活動の促進を図るため、財政上又は税制上の措置等必要な施策を講ずるものとする。

## 第二節 地方公共団体の施策

第二十四条 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、前節に規定する施策を講ずるように努めなければならない。

## 附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 用語解説

- 「か」 ○仮釈放  
矯正施設に収容されている人に更生の機会を与え、円滑な社会復帰を図ることを目的に収容期間満了前に仮に釈放すること。仮釈放期間中は保護観察に付される。
- 「き」 ○起訴猶予（≠執行猶予）  
不起訴処分のうち、犯罪の嫌疑が認められる場合でも、犯罪の軽重および情状ならびに犯罪後の状況等により訴追（検察官が公訴を提起）しないこと。
- 協力雇用主  
犯罪・非行の前歴等のために定職に就くことが容易でない保護観察又は更生緊急保護の対象者を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主のこと。
- 矯正施設  
犯罪をした人や非行のある少年を収容し、改善更生のための処遇等を行う施設。法務省所管の刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所および婦人補導院をいう。秋田県内には、秋田刑務所および秋田少年鑑別所がある。
- 「け」 ○刑法犯  
刑法、暴力行為等処罰法、組織犯罪処罰法等に規定される犯罪のこと。
- 刑務所  
受刑者を収容し、処遇を行う施設のことで、県内には秋田刑務所がある。
- 検挙  
警察官や検察官が認知した犯罪行為について被疑者を取り調べること。
- 「こ」 ○更生緊急保護  
刑事上の手続等による身体の拘束を解かれた人で援助や保護が必要な人に対して、衣食住等の提供等の措置をする制度のこと。
- 更生保護  
犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助ける取組のこと。
- 更生保護女性の会  
地域の犯罪予防や青少年の健全育成、犯罪をした者・非行のある少年の改善更生に協力する女性のボランティア団体またはその会員のこと。秋田県内では24地区ある。
- コレワーク東北  
刑務所出所者等の雇用を考える事業主の相談に応じ、事業主のニーズに適合する者を収容する施設についての情報提供等を行う法務省の機関。  
(フリーダイヤル 0120-29-5089)
- 「さ」 ○再犯者  
刑法犯、特別法犯、(道路交通法違反を除く。)の別を問わず、前科または前歴を有し、再び検挙された人のこと。

- 「し」 ○執行猶予（≠起訴猶予）  
判決で刑を言い渡すにあたり、犯人の犯情を考慮して、刑の執行を一定期間猶予し、その期間内に刑事事件を起こさず経過したときは刑の言い渡しの効力を消滅させる制度のこと。
- 社会を明るくする運動  
すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする全国的な運動のこと。
- 少年院  
家庭裁判所から保護処分として送致された少年に対し、その健全な育成を図ることを目的として矯正教育、社会復帰支援等を行う機関のこと。東北では、盛岡少年院および東北少年院（分院の青葉女子学園を含む）がある。
- 少年鑑別所  
専門的知識および技術に基づいた鑑別、家庭裁判所の決定により収容している者に対する処遇、地域社会における非行および犯罪の防止に関する援助を行うことを目的とする機関のこと。東北地方では、各県1庁（支所を含む）ずつ設置。
- 「す」 ○スクリーニング検査  
無症状の者を対象に、疾患の疑いのある者を発見することを目的に行う検査のこと。
- 「せ」 ○前科・前歴  
一般的に、「前科」は有罪判決により刑が言い渡された事実、「前歴」は警察や検察などの捜査機関により被疑者として捜査の対象となった事実のこと。
- 「ち」 ○地方検察庁  
法務省に置かれる特別の機関であり、検察官の行う事務を統括するところのこと。
- 「と」 ○特別法犯  
刑法犯以外の罪を犯した人のこと。道路交通法違反・覚せい剤取締法違反、売春防止法違反等に規定される犯罪等がある。
- 「は」 ○罰金・科料  
1万円以上（罰金）または千円以上1万円未満（科料）の納付を科される刑罰のこと。「科料」は行政罰の「過料」と異なる。
- 「ひ」 ○被疑者・被告人  
被疑者は、警察や検察などの捜査機関から犯罪の疑いをかけられ捜査の対象となっているが、まだ起訴されていない者のこと。被告人は、捜査機関によって犯罪の疑いをかけられ、検察官から起訴された者のこと。
- 非行少年  
次の3つに区分される者のこと。
- (1) 犯罪少年（14歳以上で罪を犯した少年）
  - (2) 触法少年（14歳未満で犯罪行為をした少年。14歳未満の少年については刑事責任を問わない）
  - (3) ぐ犯少年（保護者の正当な監督に服しない性癖があるなど、その性格または環境に照らして、将来、罪を犯し、または刑罰法令に触れる行為をするおそれがあると認められる少年）



○BBS会

非行のある少年や悩みを持つ子どもたちに、兄や姉のような立場で接しながら、その立ち直りや成長を支援する活動等（BBS運動（Big Brothers and Sisters Movement））を行う青年のボランティア団体。県内では3地区（秋田、能代、湯沢）で活動中。

「ほ」 ○法務少年支援センター

少年鑑別所が、少年非行等に関するノウハウなどを活用して、地域社会における非行および犯罪の防止に関する活動や健全育成に関する活動の支援等を行う際に使用する名称のこと。

○保護観察

犯罪をした人または非行のある少年が、社会の中で更生するよう、法律や裁判等で定められた期間、保護観察官及び保護司による指導や支援を行うこと。

○保護観察所

保護観察、生活環境の調整、更生緊急保護、恩赦の上申、犯罪予防活動等を行う機関のこと。秋田県には秋田市にある。

○保護司

犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアであり、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員のこと。秋田県内には、12の保護区がある。

○保護処分

家庭裁判所の審判により、非行のある少年を更生させるための少年法上の処分のこと。

「ま」 ○満期釈放

仮釈放にならず、全ての刑期を満了して釈放されること。

「や」 ○薬物事犯者

麻薬および向精神薬取締法、あへん法、大麻取締法、覚せい剤取締法、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬および向精神薬取締法等の特例等に関する法律に違反した人のこと。

小坂町再犯防止推進計画  
令和4年3月

小坂町町民課  
〒017-0292

秋田県鹿角郡小坂町小坂字上谷地 41-1

電話 0186-29-3928  
FAX 0186-29-3728